

ID: 229

担当部署: 都市基盤部 下水道課

処分の概要	指定下水道工事店の指定		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市下水道条例 第9条		
例 規 番 号	平成13年条例第138号		
【根拠条文】 (指定下水道工事店の指定基準) 第9条 指定下水道工事店は、次の各号に掲げる要件に適合している工事業者とする。 (1) 東京都の区域内に営業所があること。 (2) 市長が、排水設備工事に関し技能を有する者として規則で定めるところにより、登録したものの（以下「排水設備工事責任技術者」という。）が選任されていること。この場合において、当該排水設備工事責任技術者は、東京都の区域内における他の営業所の排水設備工事責任技術者を兼ねることを妨げない。 (3) 排水設備等の工事の施工に必要な設備及び器材を有していること。 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず指定下水道工事店の指定を受けることができない。 (1) 工事業者（法人にあってはその代表者）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である場合 (2) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者である場合 (3) 指定下水道工事店が第11条の規定により指定を取り消されてから2年を経過していない場合 (4) 工事業者（法人にあってはその代表者）が第14条の規定により排水設備工事責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない場合 3 前項第3号又は第4号の規定に該当する場合で、当該指定下水道工事店が法人であるときは、その代表者は、それぞれ各号に掲げる期間内において、個人又は法人の代表者として指定下水道工事店の指定を受けることができない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日